

# 福島県農業総合センターが開発した「土壌診断・施肥設計支援システム」及び「施肥設計支援ツール」の配布にあたっての考え方

令和3年4月14日  
農 業 振 興 課

福島県農業総合センターが開発したソフトウェア「土壌診断・施肥設計支援システム」及び「施肥設計支援ツール」（以下、当該ソフトウェアという）の配布について、下記のとおり定めることとする。

## 1 配布の対象

福島県農林水産部及び自らの分析業務等への利用を目的とする県内の団体や民間企業等に配布できるものとする。

県の指導機関が技術指導に用いるだけでなく、県以外の土壌分析機関等でも利用することで、土壌分析や施肥設計の高度化・迅速化が図られ、GAP 認証の取得やエコファーマー認定の推進などにおける、適性施肥や環境保全型・持続型農業技術の普及に資することができる。

## 2 配布先の利用目的

土壌の状態を適正に把握して効率的に改良資材等を投入するための診断書及び施肥設計書を生産農家に発行するために利用する。

当該ソフトウェアは、福島県内の農業生産者の経営向上のために開発したものであり、県内農業者の支援のために優先的かつ適正に利用するものとする。

## 3 許諾契約等の必要性

当該ソフトウェアは、関係者に広く利活用してもらうことを目的としているため、その配布にあたっては、以下の理由により許諾契約等による実施許諾料の徴収は不要と判断される。

- (1) 農業生産者の経営向上と適切な施肥管理による環境保全を目的としており、公益性が高い著作物である。
- (2) 県がめざす環境保全型・持続型農業技術の普及のために有用な研究成果である。
- (3) 当該ソフトウェアの用途は、土壌の分析そのものを支援するものではなく、分析データを解析、体系化することによって生産者がそのデータを利用しやすくするものであり、分析結果の表現を高度化し、さらには具体的な対処法を与える補助を行うものであるため、分析機関における業務の根幹を合理化するものではない。よって、当該ソフトウェアの利用により、特定の事業者のみが著しく業績を向上させるとは考えられない。
- (4) 土壌分析を業務とする事業者にも当該ソフトウェアを広く周知することで、公平性が確保される。
- (5) 利用客体がごく限られた業種であるだけでなく、その開発主旨が普及指導・活用を前提としていることから、県の著作権を行使して有償で提供する意義が稀薄である。
- (6) 他県における同様のソフトウェアについても、許諾料や使用料を徴収している事例が見当たらない（別紙参照）。

#### 4 ライセンス認証等の必要性

当該ソフトウェアは、VBAまたはマクロを利用して作成されたエクセルファイルであり、汎用性が高い形式で記録された簡易なプログラムであることから、ライセンス認証等による高度な保護は不要と判断される。

#### 5 ソフトウェア利用申請の必要性

当該ソフトウェアは、県内農業者支援のための優先的活用を前提としていることから、配布先を適正に把握・管理する必要があるため、県以外への配布にあたっては、利用者の所属、氏名、利用目的等を明記した申請書を様式1号により提出させることとする。

#### 6 その他

##### (1) 配布の具体的な手続き

県以外の利用希望者は、前項に示す利用申請書(様式1号)を福島県農林水産部長に提出し、部長が利用を認めた場合、承認通知(様式2号)及び当該ソフトウェアを送付する。

なお、申請窓口、メディアの作成、利用者への送付は農業振興課(研究開発担当)が行うこととする。

##### (2) 配布後の利用者への対応について

利用にあたっての遵守事項に関することなど、一般的な対応については農業振興課(研究開発担当)が行うが、当該ソフトウェアに関する専門的・技術的な事項については農業総合センター開発担当部が対応することとする。

(様式1号)

## 農林水産業支援ソフトウェア利用申請書

令和 年 月 日

福島県農林水産部長 様

住所(所在地)  
氏名(団体名)  
代表者氏名  
連絡先

下記のとおり利用したいので、申請いたします。  
また利用にあたっては、福島県内農業者への優先使用に配慮します。

記

### 1 対象ソフトウェア名、使用目的等

ソフトウェア名 (該当ソフト名を○で 囲む)	使用OS	使用目的 (100字程度で可能な限り詳しく)	インストールする PCの台数
「土壌診断・施肥 設計支援システム」  「施肥設計支援 ツール」			

### 2 希望するメディア及び送付先

### 3 その他特記すべき事項

(様式2号)

農 支 第 号  
令和 年 月 日

様

福島県農林水産部長  
(公印省略)

農林水産業支援ソフトウェアの利用について（通知）

令和 年 月 日付で利用申請のあったこのことについて、下記のとおり利用を認めます。

なお、あなたが所有するコンピュータに下記1のソフトウェアをインストールした時点で、下記4の事項に同意したことと見なしますので、利用にあたっては十分に留意願います。

記

1 対象ソフトウェア名、使用目的等

ソフトウェア名	使用OS	使用目的	インストールするPCの台数

2 利用にあたっての問い合わせ先

福島県農林水産部農業振興課

電 話 024-521-7336

FAX 024-521-7937

3 その他特記すべき事項

4 利用にあたっての条件

- (1) 利用者は、福島県の承諾なく、利用者の所有するコンピュータ以外のコンピュータにソフトウェアをインストールしてはならない。
- (2) 利用者は、ソフトウェアのオリジナルディスクおよびその複製物について、修正、改造、翻訳、レンタル、リース、貸与、販売を行ってはいけないし、ソフトウェアもしくはその一部に基づく派生的な著作物（二次的著作物）を作成してもいけない。
- (3) 利用者は、ソフトウェアのオリジナルディスクおよびその複製物について、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルしてはいけないし、その他の方法で本ソフトウェアを人間が理解できる形式に変えてもいけない。
- (4) 当該ソフトウェアの使用によるパソコンの不具合発生などについては、福島県は一切関知しない。
- (5) 当該ソフトウェアは農業生産等を保証するものではなく、この利用によって生じた、いかなる利害にも福島県は関知しない。
- (6) ソフトウェアの著作権は県が所有しており、利用者が県から譲渡もしくは貸与されるのは、ソフトウェアの利用権のみである。